

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】 | | 内閣府整理 【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】 | |
|-----------------|--|---------|--|--|--|-------------|
| | | | 対応 | 理由等 | 内閣府コメント | 内閣府整理(i～vi) |
| みえライフノベーション総合特区 | 医療機器の認証範囲の拡大 | 24秋2023 | b | 本県の提案内容が関係政省令に反映されるとともに、速やかに施行されるよう手続きされたい。 | (コメント無し) | i |
| みえライフノベーション総合特区 | 医療用アプリケーションソフトウェアを単独で医療機器として認める特例 | 2121 | b | 本県の提案内容が関係政省令に反映されるとともに、速やかに施行されるよう手続きされたい。 | (コメント無し) | i |
| みえライフノベーション総合特区 | 健康ツーリズム等の企画旅行を取扱う旅行者(第二種及び第三種)の基準資産額及び営業保証金の減免 | 2122 | b | 旅行者からは営業保証金の負担が大きいことや、旅行団体に加盟し営業保証金の負担軽減が行われたとしても団体への入会費・年会費の負担が生じるという声があり、営業活動の障壁となっている実情がある。このため、全国の旅行者の取引額実績を把握していただき、実情に応じた営業保証金の細分化(減額)について早急に検討していただきたい。 | 自治体は、消費者保護を担いつつ旅行者の負担を減じる為の代替措置について検討することとし、協議は一旦終了とする。ただし自治体は旅行者の取扱額実績に応じた営業保証金の細分化(減額)について、国土交通省に引き続き検討していただきたいとしているため、その点については秋以降に改めて協議を行う。 | v |